

2024年度版
紀の川市



あなたの笑顔を支える

介護保険



センター名	電話番号	窓口開設時間 月～金(祝日・休日・年末年始を除く)
紀の川市役所高齢介護課	☎ 0736-77-2511(代表) ☎ 0736-77-0980(直通) FAX 0736-79-3926	午前8:45～午後5:30
紀の川市地域包括支援センター	☎ 0736-77-0350 ☎ 0736-78-3314 FAX 0736-78-3315	午前8:45～午後5:30
粉河支所	☎ 0736-73-3311 FAX 0736-73-6162	午前8:45～午後5:30
那賀支所	☎ 0736-75-3111 FAX 0736-75-3117	午前8:45～午後5:30
桃山支所	☎ 0736-66-1100 FAX 0736-66-1681	午前8:45～午後5:30
貴志川支所	☎ 0736-64-2525 FAX 0736-64-6599	午前8:45～午後5:30
鞆淵出張所	☎ 0736-79-0001 FAX 0736-79-0393	午前8:45～午後5:30

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、高齢者や障害者など、日常生活の自立が難しい人々のために提供される保険制度のことです。日本を中心に多くの国で導入されています。

介護保険は、被保険者が介護が必要な状態になった場合に、介護サービスや施設の利用費用を一部負担することで、その負担を軽減する目的で設けられています。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者が利用するための証明書が「介護保険証」です。介護保険証は、介護サービスや施設を利用する際に提示することで、適切なサービスを受けるための証拠となります。

この証は、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。介護保険証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。

大切に保管しましょう。

● 65歳以上の方は

65歳以上の方の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に市町村から自動的に交付されます。

● 40～64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

● 保険証が必要なとき

- ・要介護・要支援認定を申請するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護給付費の支給申請をするとき など

● 保険証の有効期限は？

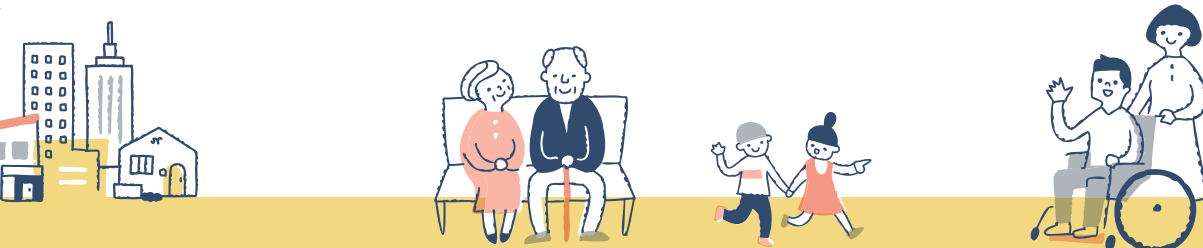
有効期限はありません。介護（予防）サービスを利用するまで大切に保管してください。



もくじ

1	介護保険制度のしくみ	4
2	介護保険料について	6
3	サービスを利用するには	
	介護(予防)サービスを利用するための手順	10
	要介護・要支援認定の申請から認定まで	12
	ケアプラン作成からサービス利用まで	14
4	介護保険で利用できるサービス	
	居宅サービス	16
	地域密着型サービス	21
	施設サービス	24
	福祉用具貸与・購入、住宅改修	28
5	利用者負担について	
	費用の支払い	40
	利用者負担額を軽減するために	41
6	介護予防・日常生活支援総合事業	44
7	高齢者福祉事業	52
8	相談窓口のご案内	58

発行	紀の川市	編集／発行	株式会社鎌倉新書
		発行年	2024年7月



1 介護保険制度のしくみ

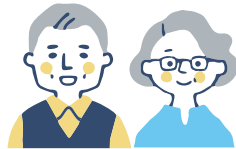
介護保険加入者(被保険者)

年齢で2つの被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

●保険証・負担割合証の交付 ●認定や結果通知

●介護保険料を納める ●要介護・要支援認定の申請

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 加入者から相談を受け、内容に応じて支援

相談

支援

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

●サービスの提供 ●費用の1~3割を請求

●サービスを利用 ●費用の1~3割を支払う

CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。 詳細▶▶第5章

3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の人は負担割合が3割となります。

※その他の合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで。

負担割合証

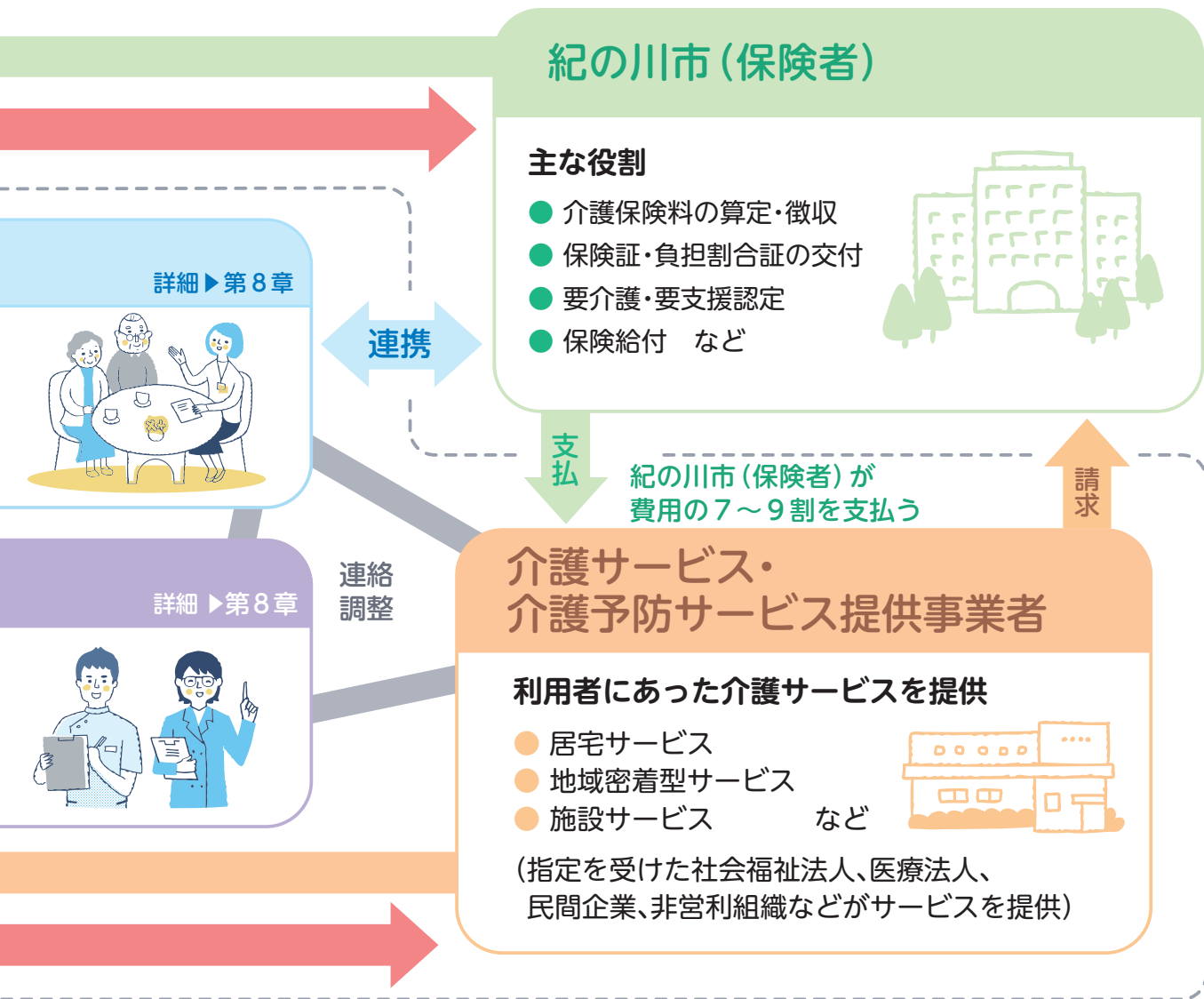
要介護・要支援認定等を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

有効期限: 1年間
(8月1日~翌年7月31日)

介護保険負担割合証	
氏名	西 〇〇
住所	〒100-0001 東京都千代田区〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
性別	男
年齢	〇〇歳
保険料納付状況	納付済
負担割合	3割
発行年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
有効期限	〇〇年〇〇月〇〇日
発行所	紀の川市 介護保険課

負担割合(1~3割)が記載されます。

介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。



介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域(案内)

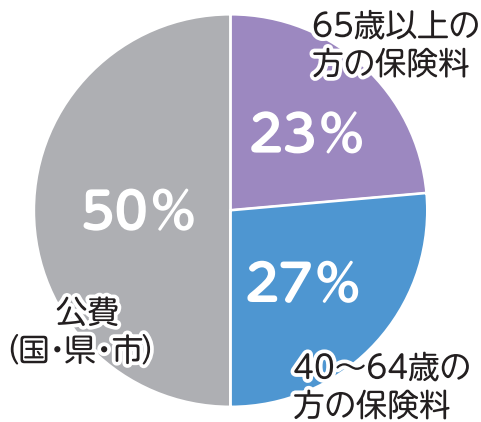
特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- **がん** (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は以下の通りです。



65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

紀の川市の保険料基準額

(月額) **6,669円**

決め方 ▶ 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

所得段階		所得区分	負担率	年額保険料
軽減される方	第1段階	・生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.285	22,800円
	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額×0.440	35,200円
	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	基準額×0.685	54,800円
	第4段階	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下の方	基準額×0.90	72,000円
基準	第5段階 (基準段階)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円を超える方	基準額×1.00	80,000円
割増となる方	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.17	93,600円
	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.35	108,000円
	第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.55	124,000円
	第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.75	140,000円
	第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	152,000円
	第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.15	172,000円
	第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	184,000円
	第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.40	192,000円
	第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額×2.55	204,000円
	第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上の方	基準額×2.65	212,000円

納め方 ▶ 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

年金から天引き（特別徴収）

仮徴収期間



当年度の介護保険料が確定するまでの間（4月・6月）、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

年金天引きとは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。
（注）個人年金は対象となりません。



保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（8月・10月・12月・2月）で年金から差し引かせていただきます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる方に対しては、8月の徴収額を変更（平準化）する場合があります。

年金の受給が年額18万円未満

納付書払か口座振替（普通徴収）

紀の川市からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。

送付される納付書により、紀の川市が定める※金融機関等に介護保険料を納めます。
※納付書の裏に記載しています。

保険料の納付は口座振替が便利です。

保険料を納め忘れてしまわないように、便利な口座振替をおすすめします。

手続き方法

介護保険料の納付書、預（貯）金通帳、印かん（通帳の届出印）を持って、紀の川市指定の金融機関へ直接お申込みください。

■口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります。

■決められた納期期日に引き落としとなりますので、口座の残高をご確認ください。

年金の年額が18万円以上の方でも、下記のような場合は普通徴収となります。

- ◆年度途中で65歳になったとき
- ◆年度途中で保険料額が変更になったとき
- ◆年度途中で他の市区町村から転入したとき
- ◆年金の支給が差し止めになったとき

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域ご案内

40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

国民健康保険に加入している方

決め方▶ 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方▶ 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している方

決め方▶ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方▶ 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。



介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、差押等の滞納処分や滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、差押等の滞納処分を行います。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

1年6カ月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、保険給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

介護保険料のよくある質問 Q&A

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービス
を利用するには

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの
担当地域ご案内

Q 65歳になったら納付書が届きました。年金天引きにならないのですか。

A 65歳になられてすぐには年金天引きが開始しません。それまでの間は納付書払または口座振替で納めていただきます。口座振替をご希望の方は「口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、高齢介護課介護保険班までご連絡ください。

Q 年金天引きから納付書払や口座振替に変更することはできますか。

A 本人の希望により、年金天引きを変更することはできません。ただし、保険料額の減額などで年金天引きが中止となった場合は、年金天引き再開まで納付書払か口座振替により納めていただきます。なお、年金天引きの再開にあたっては、本人の手続きは不要です。

Q 納めた介護保険料は税金の控除になりますか。

A 所得税や市・県民税の社会保険料控除の対象となります。該当する年の1月から12月までの間に納付した金額を年末調整や確定申告等で申告します。年金天引きの方は2月分から12月分の受け取った年金から天引きされた金額を年金受給者本人の申告で控除とします。納付書払や口座振替で納付した方は1月から12月までの間に納付した金額を、納付した方の申告で控除とします。

Q 確定申告をします。年金の源泉徴収票と市から届いた介護保険料の通知書に記載の金額が違います。なぜですか。

A 源泉徴収票に記載の金額は1月から12月までの間に受け取った年金から差し引かれた年単位の金額です。一方、市が保険料額を決定した通知書に記載の金額は4月から翌年3月までに納める年度単位の金額です。年金天引きの方は年金の源泉徴収票で、納付書払や口座振替の方は領収書や通帳で申告額をご確認ください。

Q 介護保険料の納付が困難です。減免制度はありますか。

A 災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の徴収の猶予や減額、免除を受けられる場合があります。市へ申請手続きが必要となりますので、詳しくは高齢介護課介護保険班までご相談ください。

3 サービスを利用するには

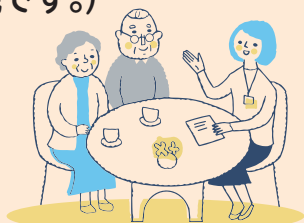
介護(予防)サービスを利用するための手順

相談する

心身の状態を調査

65歳以上の方

地域包括支援センター・高齢介護課で相談する。(各支所・出張所での手続きも可能です。)



例えば…

- ・介護(予防)サービスが必要
- ・どんなサービスを利用したらよいかわからない
- ・介護の予防をしたい など

40~64歳以下の方

※要介護・要支援認定の申請が必要です。

要介護・要支援認定の申請



申請の窓口は市役所の高齢介護課又は各支所、鞆淵出張所です。申請は本人または家族でもできます。

基本チェックリストによる判定



25項目の質問で日常生活に必要な機能が低下していないかを確認します。

要介護・要支援認定

非該当

コラム

基本チェックリストについて

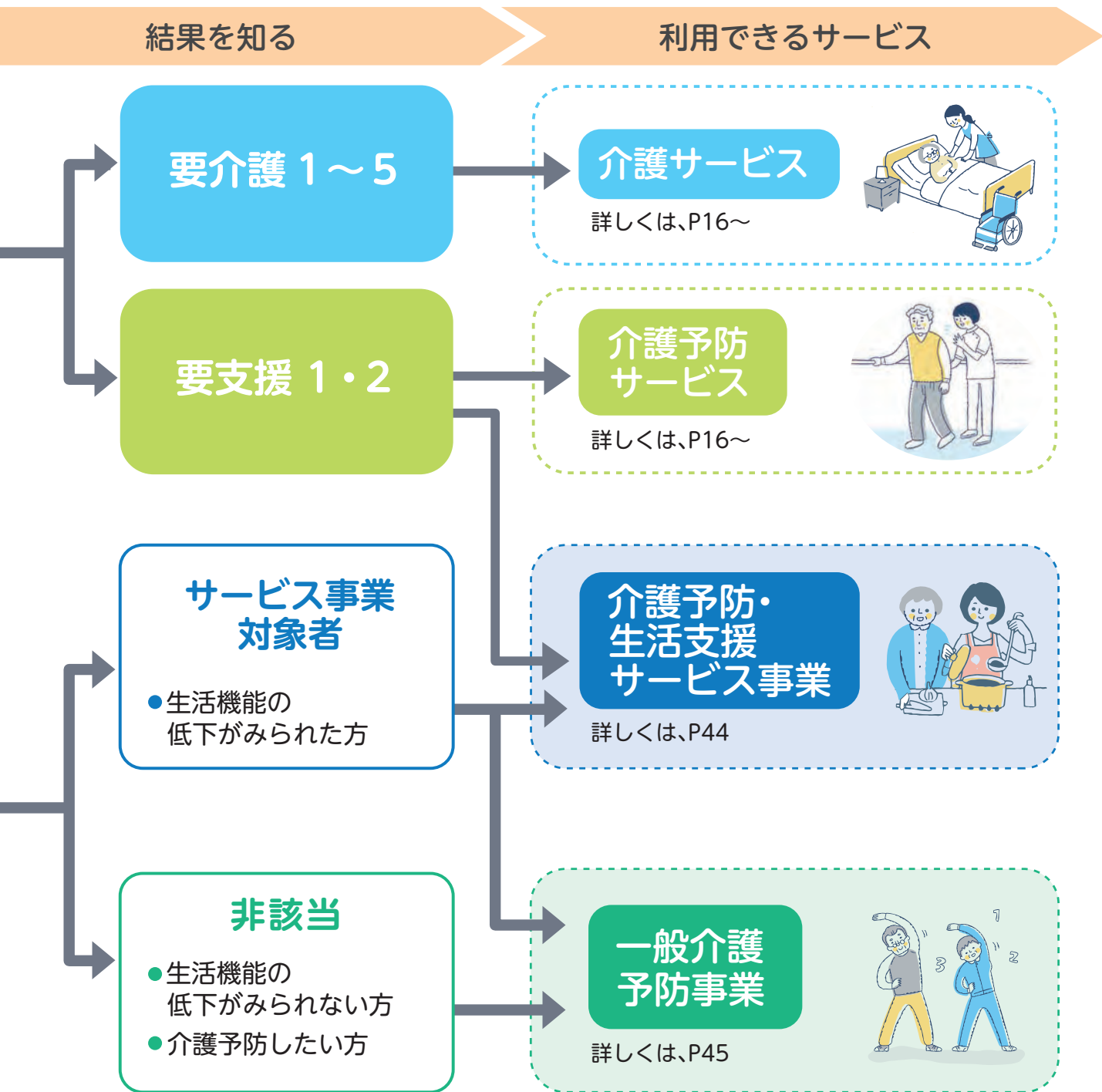


日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組めばいいかがわかります。

基本チェックリスト (例)

- 週に1回以上は外出していますか
- 転倒に対する不安は大きいですか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 周りの人から物忘れがあるとされますか

まずは、紀の川市役所の高齢介護課又は各支所、鞆淵出張所や、地域包括支援センターに相談ください。



介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉事業
地域包括支援センターの担当地域・案内

コラム ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

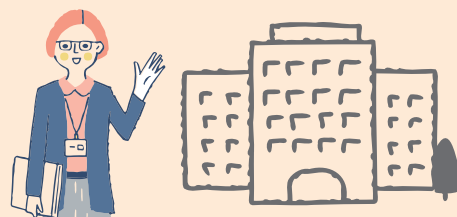
- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら 高齢介護課又は各支所、鞆淵出張所窓口で申請をします。

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)が必要です。



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 認定調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。主治医がない場合は、高齢介護課又は各支所、鞆淵出張所へご相談ください。

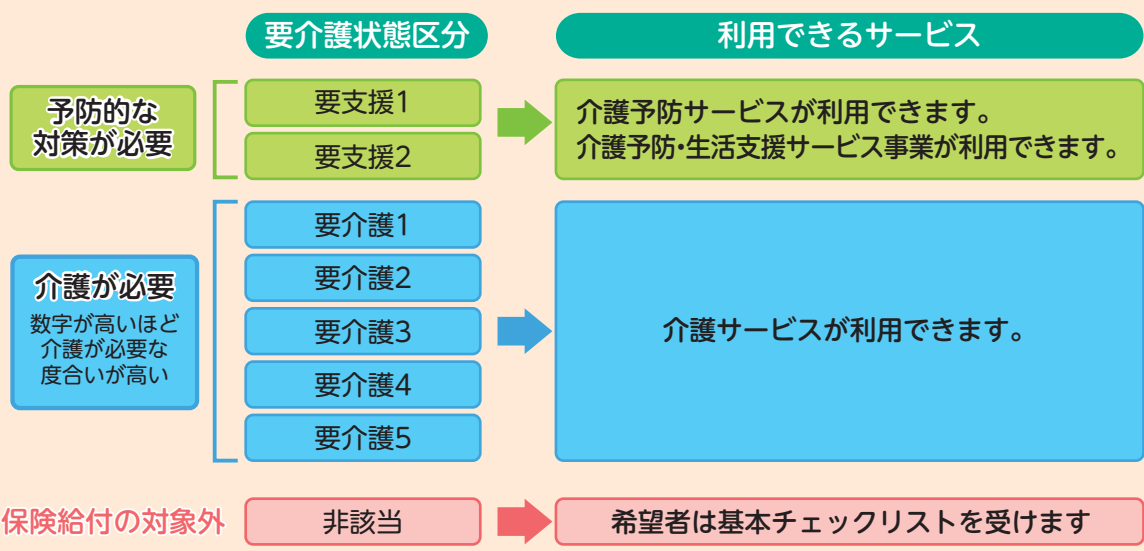
3 審査・判定 介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- 介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内。)



Q 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

A 介護(予防)サービスは、申請した日から利用できます。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも必要に応じて利用できますが、認定結果が非該当となった場合は、サービス利用料金は自己負担となります。サービス利用を具体的に考えてから申請しても間に合います。なお、申請からサービス利用するまでに長く時間が空いていると、介護(予防)サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護・要支援認定のやり直しが必要になる場合があります。介護(予防)サービスが必要な時に、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護 1～5
と認定された方

在宅で
サービスを利用したい



居宅介護支援事業所に
ケアプランの作成を依頼

- 居宅介護支援事業所を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



施設に
入所して
サービスを利用したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ
直接申し込みます。



要支援 1・2
と認定された方

地域包括支援センター
または介護予防支援事業所
にケアプランの作成を依頼

ケアプランの作成

本人や家族とサービス担当者を含めて目標を達成するための具体策、利用サービスなどの支援メニューを決定します。

介護予防・生活支援
サービス事業対象
となった方

地域包括支援センターにケア
プランの作成を依頼
※心身の状態や環境、生活歴
などから、課題を分析します。



要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間
(原則、新規・変更は6か月または12か月、更新は6か月、
12か月、24か月、36か月または48か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、
有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。
更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼し、介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

ケアマネジャーと面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランが作成され、同意により完成します。

サービス事業所と契約

在宅サービスの利用開始

ケアプランに基づいて居宅サービスを利用します。



第4章

ケアプランの作成



施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

施設サービスの利用開始

ケアプランに基づいて施設サービスを利用します。

第4章



サービス事業所と契約 ※1

介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって介護予防サービス 第4章 および 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業の利用開始

ケアプランにそって 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

※1 介護予防・生活支援サービス事業所との契約は一部サービスを除きます。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは高齢介護課介護保険班認定係までご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「和歌山県介護保険審査会」に申立てできます。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域(案内)

4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第4章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2024年6月1日現在の費用額のめやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

身体介護	(20分未満)(1回)	例)食事・排せつ・入浴の介助など 1,630円(163円)
	(20分以上30分未満)(1回)	2,440円(244円)
	(30分以上1時間未満)(1回)	3,870円(387円)
生活援助	(20分以上45分未満)(1回)	例)掃除・洗濯・買い物・調理の支援など 1,790円(179円)
	(45分以上)(1回)	2,200円(220円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)

970円(97円)

！ サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の対応
- 草むしり・花の手入れ
- 洗車
- 大掃除や屋根の修理などの
日常的な家事の範囲を超えるもの 等

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。



▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	12,660円(1,260円)
----------	-----------------

要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	8,560円(856円)
----------	--------------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合		病院または診療所の場合	
(20分未満の場合)(1回)	3,140円(314円)	(20分未満の場合)(1回)	2,660円(266円)
(30分未満の場合)(1回)	4,710円(471円)	(30分未満の場合)(1回)	3,990円(399円)
(30分以上1時間未満の場合)(1回)	8,230円(823円)	(30分以上1時間未満の場合)(1回)	5,740円(574円)
(1時間以上1時間30分未満の場合)(1回)	11,280円(1,128円)	(1時間以上1時間30分未満の場合)(1回)	8,440円(844円)
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1ヶ月あたり)		29,610円(2,961円)	

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合		病院または診療所の場合	
(20分未満の場合)(1回)	3,030円(303円)	(20分未満の場合)(1回)	2,560円(256円)
(30分未満の場合)(1回)	4,510円(451円)	(30分未満の場合)(1回)	3,820円(382円)
(30分以上1時間未満の場合)(1回)	7,940円(794円)	(30分以上1時間未満の場合)(1回)	5,530円(553円)
(1時間以上1時間30分未満の場合)(1回)	10,900円(1,090円)	(1時間以上1時間30分未満の場合)(1回)	8,140円(814円)

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

3,080円(308円)

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

2,980円(298円)



自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)	5,150円(515円)
歯科医師による指導(1か月に2回まで)	5,170円(517円)
医療機関の薬剤師による指導(1か月に2回まで)	5,660円(566円)
薬局の薬剤師(1か月に4回まで)	5,180円(518円)
管理栄養士による指導(1か月に2回まで)	5,450円(545円)
歯科衛生士による指導(1か月に4回まで)	3,620円(362円)

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす 通常規模事業所利用の場合

(3時間以上4時間未満)	要介護1 ↓ 要介護5	3,700円(370円)~5,880円(588円)
(4時間以上5時間未満)		3,880円(388円)~6,170円(617円)
(5時間以上6時間未満)		5,700円(570円)~9,840円(984円)
(6時間以上7時間未満)		5,840円(584円)~10,080円(1,008円)
(7時間以上8時間未満)		6,580円(658円)~11,480円(1,148円)
(8時間以上9時間未満)		6,690円(669円)~11,680円(1,168円)



※食事、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす 通常規模事業所利用の場合

(1時間以上2時間未満)	要介護1 ↓ 要介護5	3,690円(369円)～4,910円(491円)
(2時間以上3時間未満)		3,830円(383円)～6,120円(612円)
(3時間以上4時間未満)		4,860円(486円)～8,420円(842円)
(4時間以上5時間未満)		5,530円(553円)～9,570円(957円)
(5時間以上6時間未満)		6,220円(622円)～11,200円(1,120円)
(6時間以上7時間未満)		7,150円(715円)～12,900円(1,290円)
(7時間以上8時間未満)		7,620円(762円)～13,790円(1,379円)

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食事、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

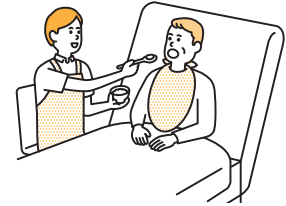
1か月あたり	要支援1	22,660円(2,266円)
	要支援2	42,280円(4,228円)

※食事、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している方が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。

食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要介護1	5,420円(542円)
	要介護2	6,090円(609円)
	要介護3	6,790円(679円)
	要介護4	7,440円(744円)
	要介護5	8,130円(813円)

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要支援1	1,830円(183円)
	要支援2	3,130円(313円)

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

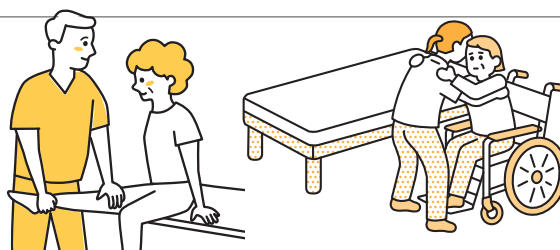
高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



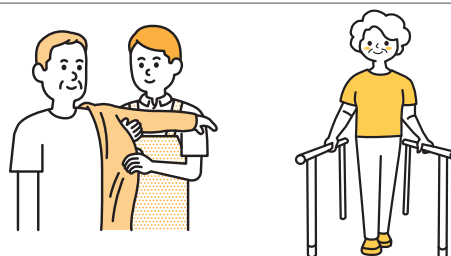
▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	6,030円(603円)
	要介護2	6,720円(672円)
	要介護3	7,450円(745円)
	要介護4	8,150円(815円)
	要介護5	8,840円(884円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	8,300円(830円)
	要介護2	8,800円(880円)
	要介護3	9,440円(944円)
	要介護4	9,970円(997円)
	要介護5	10,520円(1,052円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	4,510円(451円)
	要支援2	5,610円(561円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	6,130円(613円)
	要支援2	7,740円(774円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、市区町村内に所在する事業所から紀の川市民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2024年6月1日現在の費用額のためやす

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

▼サービス費用のためやす

一体型訪問看護サービスを行う場合 (1か月あたり)	要介護1	79,460円(7,946円)
	要介護2	124,130円(12,413円)
	要介護3	189,480円(18,948円)
	要介護4	233,580円(23,358円)
	要介護5	282,980円(28,298円)

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のためやす 小規模な通所介護(1回)

(3時間以上4時間未満)	要介護1 } 要介護5	4,160円(416円)~6,630円(663円)
(4時間以上5時間未満)		4,360円(436円)~6,950円(695円)
(5時間以上6時間未満)		6,570円(657円)~11,340円(1,134円)
(6時間以上7時間未満)		6,780円(678円)~11,720円(1,172円)
(7時間以上8時間未満)		7,530円(753円)~13,120円(1,312円)
(8時間以上9時間未満)		7,830円(783円)~13,650円(1,365円)

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
※食費などは別途かかります。

難病やがん末期の方などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のためやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1~5	127,850円(12,785円)
--------------------	--------	-------------------

※食費などは別途かかります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域ご案内

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす 1回あたり

(3時間以上4時間未満)	要支援1 } 要介護5	4,750円(475円)~7,620円(762円)
(4時間以上5時間未満)		4,970円(497円)~7,990円(799円)
(5時間以上6時間未満)		7,410円(741円)~12,250円(1,225円)
(6時間以上7時間未満)		7,600円(760円)~12,560円(1,256円)
(7時間以上8時間未満)		8,610円(861円)~14,270円(1,427円)
(8時間以上9時間未満)		8,880円(888円)~14,720円(1,472円)

※食費などは別途かかります。

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす(1か月につき)

1か月につき	要支援1	3,450円(345円)
	要支援2	69,720円(6,972円)
	要介護1	104,580円(10,458円)
	要介護2	153,700円(15,370円)
	要介護3	223,590円(22,359円)
	要介護4	246,770円(24,677円)
	要介護5	272,090円(27,209円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**要支援** 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

ユニット数 1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2	7,610円(761円)
	要介護1	7,650円(765円)
	要介護2	8,010円(801円)
	要介護3	8,240円(824円)
	要介護4	8,410円(841円)
	要介護5	8,590円(859円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは?・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

原則として要介護3以上の方が入所できます。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

多床室の場合 (1日あたり)	要介護3	7,450円(745円)
	要介護4	8,170円(817円)
	要介護5	8,870円(887円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

※注意事項あればここに記載

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、入浴・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

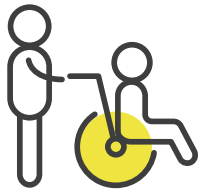
※注意事項あればここに記載

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問合せてください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。【詳しくはP.41】

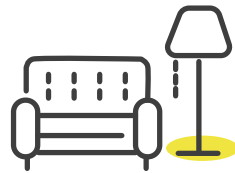
1 サービス費用の1割～3割



2 食費



3 居住費



4 その他の日常生活費



施設により異なります

費用の例：施設を1ヶ月(30日)利用した場合 <要介護3>

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合 ※令和6年8月からは【】内の金額

・多床室では			
利用料（1日）	732円～×30日＝21,960円	施設により 異なります	合計 90,960円～ 【92,850円】
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	855円～×30日＝25,650円		
その他の日常生活費など【915円】	【27,450円】		

・ユニット型個室では			
利用料（1日）	815円～×30日＝24,450円	施設により 異なります	合計 127,320円～ 【129,780円】
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	2,006円～×30日＝60,180円		
その他の日常生活費など【2,066円】	【61,980円】		

●介護老人保健施設（老健）の場合

・多床室では			
利用料（1日）	908円～×30日＝27,240円	施設により 異なります	合計 83,880円～ 【83,700円】
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	377円～×30日＝11,310円		
その他の日常生活費など【437円】	【13,110円】		

・ユニット型個室では			
利用料（1日）	913円～×30日＝27,390円	施設により 異なります	合計 132,620円～ 【132,720円】
食費（1日）	1,445円～×30日＝43,350円		
居住費（1日）	2,006円～×30日＝60,180円		
その他の日常生活費など【2,066円】	【61,980円】		

居室 (部屋タイプ) について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2024年6月1日現在の費用額

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が対象です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア) ●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護3	8,150円(815円)
	要介護4	8,860円(886円)
	要介護5	9,550円(955円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護3	8,150円(815円)
	要介護4	8,860円(886円)
	要介護5	9,550円(955円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
	要介護5	8,710円(871円)
多床室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
	要介護5	8,710円(871円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの
担当地域ご案内

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,020円(802円)
	要介護2	8,480円(848円)
	要介護3	9,130円(913円)
	要介護4	9,680円(968円)
	要介護5	10,180円(1,018円)
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	8,020円(802円)
	要介護2	8,480円(848円)
	要介護3	9,130円(913円)
	要介護4	9,680円(968円)
	要介護5	10,180円(1,018円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	7,170円(717円)
	要介護2	7,630円(763円)
	要介護3	8,280円(828円)
	要介護4	8,830円(883円)
	要介護5	9,320円(932円)
多床室 (1日あたり)	要介護1	7,930円(793円)
	要介護2	8,430円(843円)
	要介護3	9,080円(908円)
	要介護4	9,610円(961円)
	要介護5	10,120円(1,012円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者を対象とするⅠ型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするⅡ型があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	8,500円(850円)
	要介護2	9,600円(960円)
	要介護3	11,990円(1,190円)
	要介護4	13,000円(1,300円)
	要介護5	13,920円(1,392円)
ユニット型個室的 多床室 (1日あたり)	要介護1	8,500円(850円)
	要介護2	9,600円(960円)
	要介護3	11,990円(1,199円)
	要介護4	13,000円(1,300円)
	要介護5	13,920円(1,392円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	7,210円(721円)
	要介護2	8,320円(832円)
	要介護3	10,700円(1,070円)
	要介護4	11,720円(1,172円)
	要介護5	12,630円(1,263円)
多床室 (1日あたり)	要介護1	8,330円(833円)
	要介護2	9,430円(943円)
	要介護3	11,820円(1,182円)
	要介護4	12,830円(1,283円)
	要介護5	13,750円(1,375円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの
担当地域ご案内

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

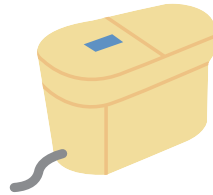
要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

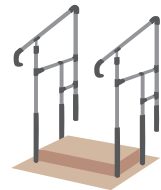
■ 車いす



★ 自動排泄処理装置



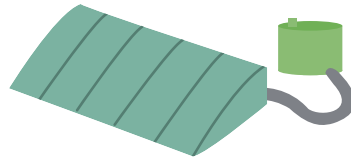
▲ ■ 手すり (工事をともわないもの)



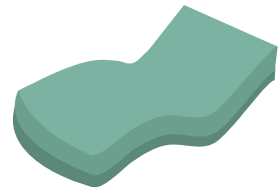
■ 車いす付属品 (クッションなど)



■ 体位変換器



■ 床ずれ防止用具



▲ ■ スロープ (工事をともわないもの)



▲ ■ 歩行器

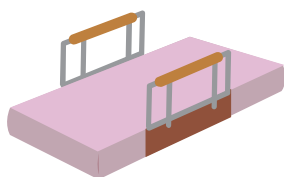


▲ ■ 歩行補助つえ

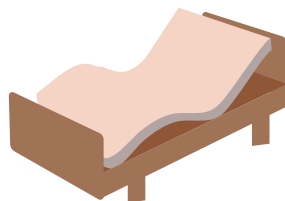


※「固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖」は、貸与と販売の選択制となりました。

■ 特殊寝台付属品 (マットレスなど)



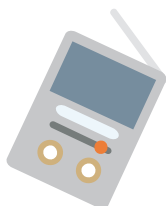
■ 特殊寝台



■ 移動用リフト (つり具の部分を除く)



■ 認知症老人徘徊感知器



対象の範囲

要支援 1・2、要介護 1 の方 → ▲

要介護 2～要介護 5 の方 → ■

要介護 4・要介護 5 の方 → ★

サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用
(利用者負担 1割～3割)

▼福祉用具(貸与)について

●福祉用具(貸与)が適切な価格で利用できるよう、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。

●福祉用具貸与業所に下記①②が義務づけられました。
①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す
②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す

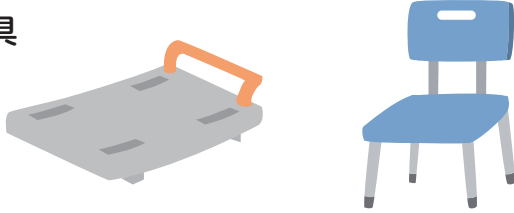
福祉用具を購入する

要介護 特定福祉用具の購入費の支給

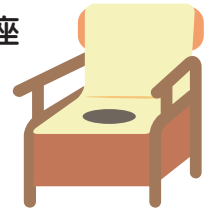
要支援 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

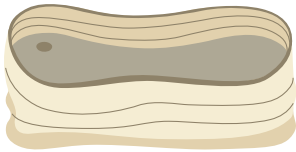
入浴補助用具



腰掛便座



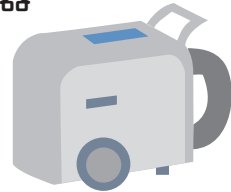
簡易浴槽



移動用リフト
つり具



特殊尿器



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

手続きに必要な書類

- ①福祉用具購入費支給申請書
 - ②領収書(原本、被保険者あて)
 - ③購入した福祉用具のパンフレットの写し等
 - ④委任状(本人以外が支給を受けるとき)
 - ⑤申請者の本人確認書類(詳しくはお問い合わせください。)
- ※指定されていない事業所や販売店からの購入は支給対象外です。

サービス費用のめやす

福祉用具購入費10万円に対し、介護保険より最大9万円～7万円(利用者負担1割～3割)

※購入費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 住宅改修費の支給

要支援 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更

サービス費用のめやす

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円(利用者負担1割～3割)

※住宅改修を利用するときは、複数の業者見積をとりましょう。
 ※工事費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。
 ※1回の改修工事で20万円を使い切らず、複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

手続きに必要な書類(記入例)

<改修前>

- ①住宅改修費事前承認申請書
 - ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーに作成を依頼)
 - ③改修費見積書(原本、被保険者あて)
 - ④住宅所有者の住宅改修承諾書(賃貸の場合)
 - ⑤住宅の平面図※
 - ⑥着工前の改修箇所写真(日付入り)
- ※本人の動線および工事後の状態が読み取れるもの
- ⑦申請者の本人確認書類

<改修後>

- ①住宅改修費支給申請書
 - ②領収書(原本、被保険者あて)
 - ③改修費の内訳書
 - ④改修前後の分かる改修箇所写真(日付入り)※
 - ⑤委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- ※改修前後の状態が比較できるもの
- ⑥申請者の本人確認書類

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

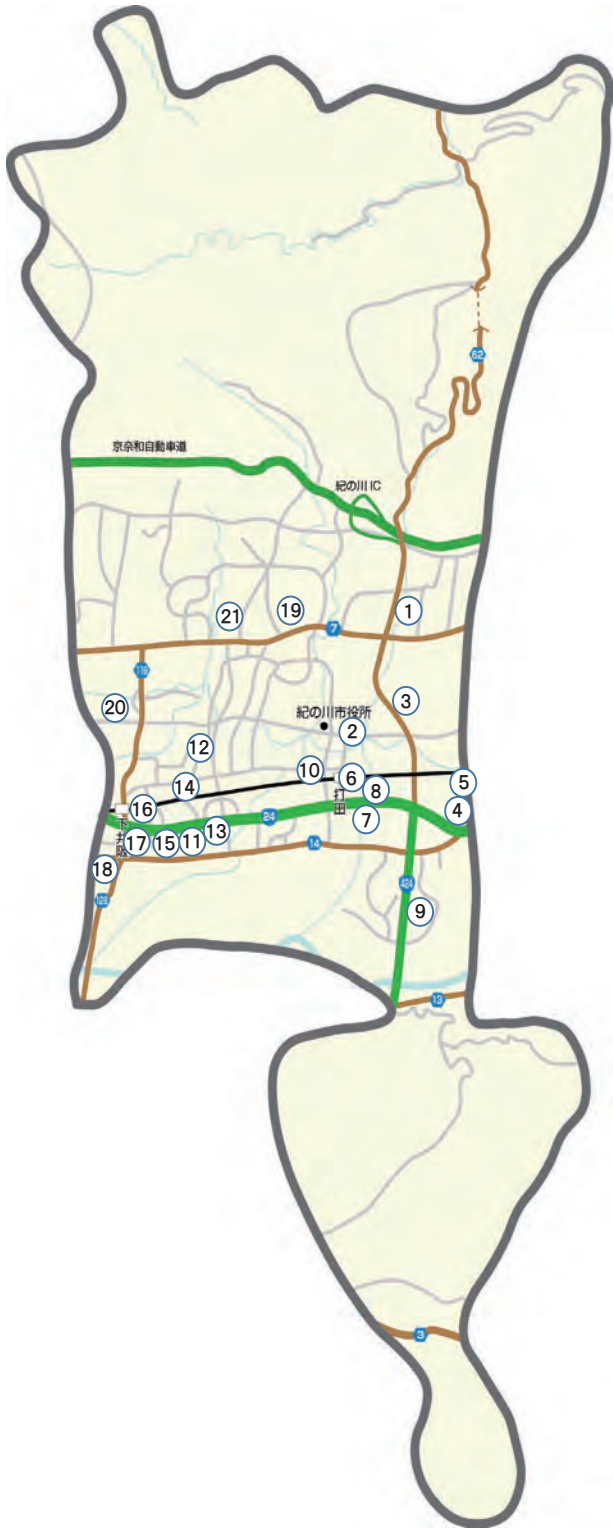
利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

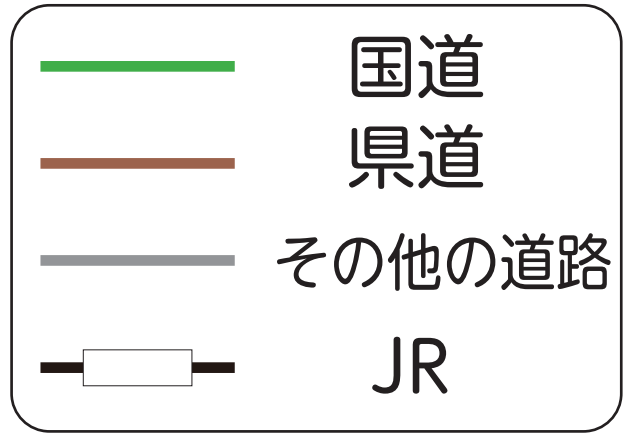
高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

介護サービス事業所マップ



打田



粉河

マップ内の数字は、30～35ページの「事業所(者)名」の番号です。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

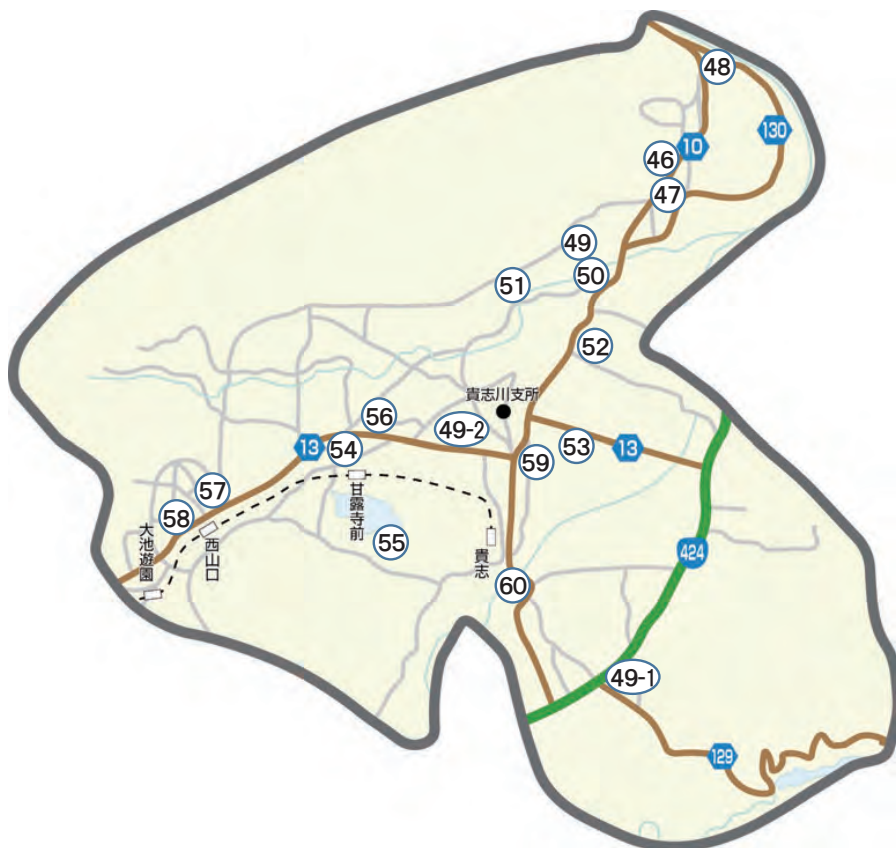
介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

介護サービス事業所マップ

貴志川



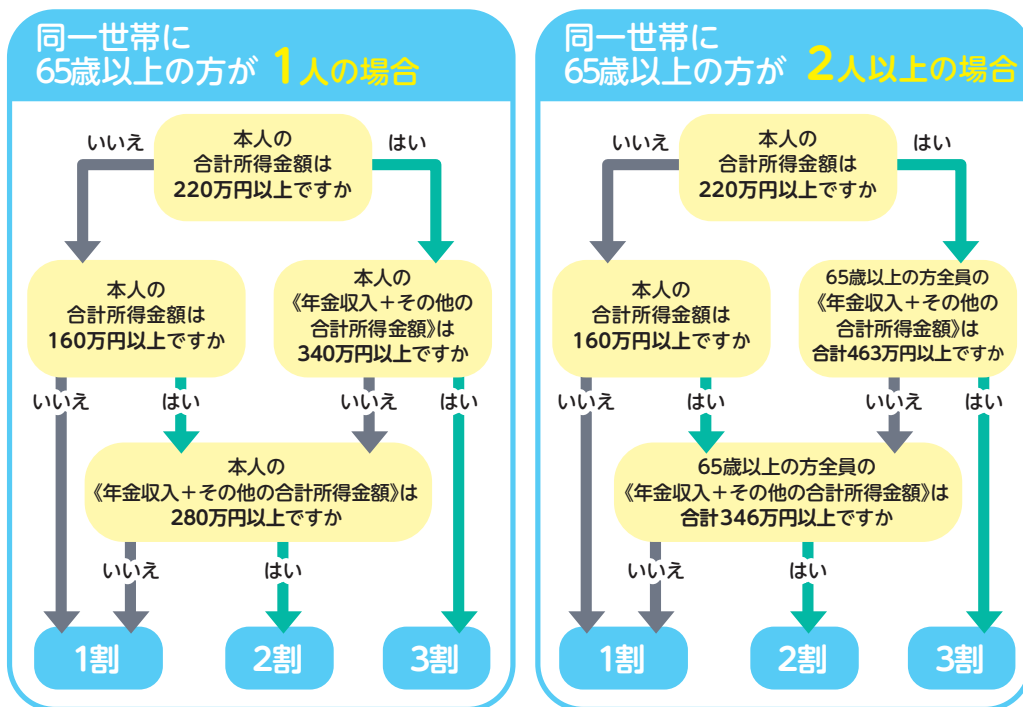
マップ内の数字は、30～35ページの「事業所(者)名」の番号です。

5 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

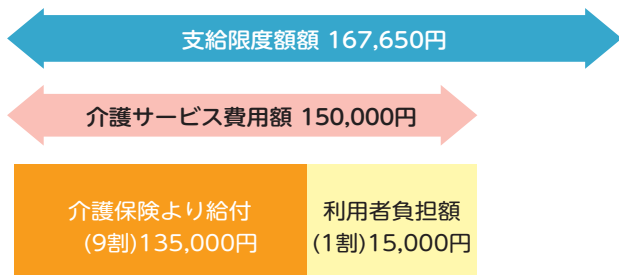
※限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

※その他の合計所得金額とは、合計所得から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額です。

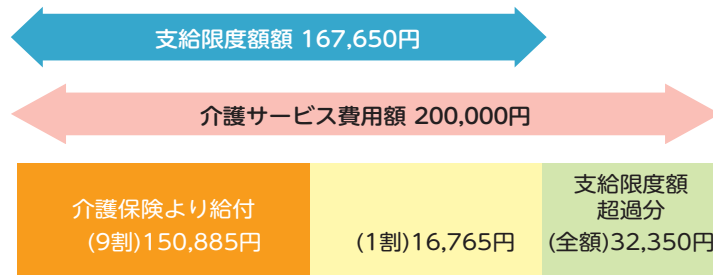
● 65歳未満の方(第2号被保険者)、住民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例

① 要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・



② 要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月20万円分の介護サービスを利用した場合・・・



※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

利用者負担額 49,115円

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から支払われます。

お手続き

紀の川市役所高齢介護課又は各支所窓口で申請が必要です。
対象になる方に「**介護保険負担限度額認定証**」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。
施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

基準費用額 (1日あたり)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。

負担限度額 (1日あたり)

対象となる方は以下の条件を満たす方です。
●本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
●預貯金等の資産状況が、表に示される金額に該当する

利用者負担段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者	預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護の受給者	要件なし					
第1段階	老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	単身：650万円 夫婦：1,650万円	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	単身：550万円 夫婦：1,550万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超	単身：500万円 夫婦：1,500万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身：1,000万円、夫婦：2,000万円
※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です
※3 短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です
※4 年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(障害年金、遺族年金)も含まれます
※5 その他の合計所得金額とは、「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得(雑所得)を控除した額です

●適正な給付費支給の為、同意書に基づき不定期に金融機関調査を行うことがあります。
認定後に資産要件を満たさないと判断された場合は、認定の取消、証及び介護給付費の返還を求める場合があります。
資産要件を満たさないと分かった場合、早急にその旨をお申出ください。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域ご案内

介護保険負担限度額認定申請に係る必要書類等について

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 同意書
- (3) 本人名義の通帳及び預貯金等に含まれるものすべて(配偶者がいる場合は配偶者名義の通帳等も併せて提出してください)
- (4) 申請者の本人確認書類(申請者が本人以外の場合は併せて委任状など代理権の確認書類が必要です)

来庁される場合:市役所又は支所にて写しをとらせていただきます

郵送される場合:通帳の下記①～④の写しを添付してください

- ① 金融機関の店番記号番号等が分かる部分
- ② 最終の預貯金残高の部分
- ③ 年金の振込が分かる部分
- ④ 定期預金の部分(定期預金の有無にかかわらず)

★注意★

- ・来庁又は郵送される前に、必ず通帳記入をお願いします。
- ・紀の里農業協同組合の通帳に出資配当金が入金されている場合は、申請時に農協からの配当金の案内(はがき)又は農協発行の無料の出資金残高明細を提出してください。
- ・現金、株式、投資信託、国債、社債等、金・銀の価格評価の容易な貴金属も本人の資産に含みます。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減事業

社会福祉法人などにより提供される介護(予防)サービスの利用者のうち、特に生計が困難と認められる方に対して利用者負担額の軽減を行います。

	生計困難者	生活保護受給者										
対象者	住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者 ①年間収入が150万円以下世帯員1人ごとに50万円を加算) ②預貯金等が350万円以下世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	・生活保護受給者 ・介護支援給付受給者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)										
軽減対象となる費用	次のサービスに係る1割負担、食費、居住費 訪問介護、夜間対応型訪問介護、(地域密着型)通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス ※介護予防サービス(相当)がある場合も含む	次のサービスに係る居住費(従来型個室、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室に限る) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス ※介護予防サービス(相当)がある場合も含む										
軽減割合	原則1/4 (老齢福祉年金受給は1/2)	全額(補足給付等の支給後の額)										
軽減のイメージ	<table border="1"> <tr> <td>対象サービスに係る1割負担</td> <td rowspan="3">1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td>食費</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> </tr> </table>	対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減	食費	居住費	<table border="1"> <tr> <td>対象サービスに係る1割負担</td> <td>※生活保護</td> </tr> <tr> <td>食費</td> <td>※生活保護</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> <td>全額軽減</td> </tr> </table> <p>※多床室の場合、居住費は補足給付により支給。</p>	対象サービスに係る1割負担	※生活保護	食費	※生活保護	居住費	全額軽減
対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減											
食費												
居住費												
対象サービスに係る1割負担	※生活保護											
食費	※生活保護											
居住費	全額軽減											

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し等(タンス預金の場合は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等
負債(住宅ローン等)	借用証書等

預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません

高額介護サービス費

1割～3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、支給を受けるためには、市から送付する申請書の提出が必要です。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得 690万円以上 世帯：140,100円
	●課税所得 380万円以上 690万円以下 世帯：93,000円
	●課税所得 145万円以上 380万円未満 世帯：44,400円
●一般(住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合)	世帯：44,400円
●住民税世帯非課	世帯：24,600円
・課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円未満 ・高齢福祉年金の受給者	個人：15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯：15,000円
●生活保護の受給者	個人：15,000円

高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が高額になった場合は合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

6 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、日本における介護サービスの一環として行われる取り組みの一つです。

これは、高齢者や障がいを持つ人々が、より長く自立した生活を送るために支援を受けることを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2 **サービス事業対象者**の方が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2024年4月1日現在の費用額

訪問型サービス		ヘルパー等が訪問して調理や掃除等を利用者とともにやり、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。			
介護予防訪問介護相当サービス			訪問型サービスA		
訪問による身体介護や入浴の介助等のサービス			訪問による調理や買い物、ゴミ出し等の支援(※非専門職による生活援助を目的としたサービス)		
▼サービス費用のめやす					
1か月あたり	週1回程度	11,760円 (1,176円)	1回につき	20分未満	1,020円 (102円)
	週2回程度	23,490円 (2,349円)		20分以上 45分未満	1,520円 (152円)
	週3回まで	37,270円 (3,727円)		45分以上	1,880円 (188円)

通所型サービス		通所介護施設で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等のサービス			
介護予防通所介護相当サービス			通所型サービスA		
通所による身体介護や入浴の介助等のサービス			通所による外出の機会や機能訓練、人と接する機会(※介護予防を目的としたレクリエーションや体操などの機能訓練を行うサービス)		
▼サービス費用のめやす					
1か月あたり	要支援1・事業対象者	17,980円 (1,798円)	1回につき	2時間以上 3時間未満	2,520円 (252円)
	要支援2	36,210円 (3,621円)		3時間以上	3,200円 (320円)

リハビリ専門職等によるサービス		リハビリ専門職等による短期(約3ヵ月間)集中の生活機能向上のためのサービス			
訪問型サービスC		訪問による専門職の生活機能訓練が短期集中的に必要な方		自己負担なし	
通所型サービスC		通所による専門職の生活機能訓練が短期集中的に必要な方			
☆それぞれの生活目標に応じた自立支援を心身共に去りサポートします。サービスは自己負担なしで受けていただけます。					

一般介護予防事業

65歳以上の全ての方が利用できるサービス

「ピンシャン元気教室」 運動機能向上教室	わかやまシニアエクササイズを運動指導者の指導のもと実践する教室 (開催日等については、「広報 紀の川」等でご案内いたします。)
「健口教室」 口腔機能向上教室	歯科医師や歯科衛生士による、口腔ケアやお口の体操を実践する教室 (開催日等については、「広報 紀の川」等でご案内いたします。)
「紀の川料理教室」 低栄養予防教室	栄養士による低栄養予防のための教室 (開催日等については、「広報 紀の川」等でご案内いたします。)
出張講座「元気プラス塾」	5人以上集まったグループに対して、地域に直接伺い、フレイル予防、運動・食事・口腔ケア、スマホの使い方など 様々な分野からの介護予防講座を実施
介護予防教室	介護予防に関する様々なテーマを月替わりで実施する教室 (開催日等については、「広報 紀の川」等でご案内いたします。)
つどい場事業	お出かけの機会を持っていただくための事業 (開催日等については、「広報 紀の川」等でご案内いたします。)

介護予防を地域で実践

わかやまシニアエクササイズ (公民館単位)	踏み台昇降運動や筋力トレーニング、ストレッチを組み合わせた運動 (市内32カ所：令和6年4月現在)
紀の川歩【てくてく】体操 (集会所単位)	膝痛、腰痛、虚弱が見られる方も無理なくできるリハビリ専門職が考案した体操 (市内85カ所：令和6年4月現在)



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域ご案内

介護予防・生活支援サービス事業所一覧

事業所名 (事業所が市内にある事業者のみ掲載) ※みなし事業者を除く	所在地	電話	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスC	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
打田	1 ガーデン紀の川	紀の川市畑野上121番地1	0736-78-1165	○				
	2 ケアランド紀の川	紀の川市豊田43番地5	0736-77-5231	○	○			
	3 デイサービスUUGO	紀の川市打田1248番地1	0736-60-7084				○	○
	4 デイサービスこころね	紀の川市西井阪139番地2	0736-79-3808				○	
	5 デイサービスセンター後楽	紀の川市黒土262番地	0736-77-3575				○	○
	6 デイサービスりんく	紀の川市畑野上333番地1	0736-79-3832				○	○
	7 ヘルパーステーションぐりーん	紀の川市畑野上226番地1	0736-79-3381	○				
	8 デイサービス NICO	紀の川市下井阪605番地	0736-78-1255	○	○			
	9 ヘルパーステーションピーチ	紀の川市東大井321番地4	0736-78-1877	○	○			
	10 ホームヘルパーステーション後楽	紀の川市黒土262番地	0736-77-3575	○	○			
	11 まりっくすホームヘルプサービスセンター打田	紀の川市打田1336番地1	0736-77-0653	○	○			
	12 ヘルパーステーションNICO	紀の川市下井阪605番地	0736-78-2055				○	○
	13 皆楽園心愛デイサービスセンター	紀の川市重行31番地	0736-77-7575				○	
	14 打田友愛デイサービスセンター	紀の川市畑野上272番地	0736-77-1881				○	
	15 訪問介護ステーションりんく	紀の川市畑野上333番地1	0736-79-3832	○	○			
	16 訪問看護ステーションREVIVE	紀の川市西大井143番地5 ロクイチビル3F	090-5253-7441			○		
粉河	17 デイサービスセンター瑞穂	紀の川市粉河775番地1	0736-74-1003				○	○
	18 デイサービスひだまり	紀の川市杉原39番地4	0736-73-6010				○	
	19 ニチイケアセンター紀の川	紀の川市粉河420番地2瑞穂ビル2A	0736-73-7250	○				
	20 ヘルパーステーション わかな	紀の川市粉河910番地5	0736-73-3132	○				
	21 医療法人慈愛会サニー倶楽部	紀の川市粉河1912番地	0736-74-3200				○	
	22 風の里デイサービスセンター	紀の川市粉河951番地1	0736-74-3116				○	
	23 訪問介護ステーションつくし	紀の川市粉河1210番地4	0736-73-7370	○	○			
	24 風の里ホームヘルプサービス	紀の川市粉河951番地1	0736-74-3116	○				
	25 こかわりハビリクリニック	紀の川市粉河451番地9	0736-67-7818			○		

事業所名 (事業所が市内にある事業者のみ掲載) ※みなし事業者を除く		所在地	電話	介護予防訪問介護相応サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスC	介護予防通所介護相応サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
那賀	26	みんなのリハ 通所型サービスA	紀の川市名手市場294番地1	0736-75-6266				○	
	27	栄寿苑デイサービスセンター	紀の川市麻生津中宇飯盛1279番地 特別養護老人ホーム栄寿苑	0736-75-6888			○		
桃山	28	あわじトータルライフケア	紀の川市桃山町調月1045番地	0736-66-2557				○	
	29	デイサービス花桃	紀の川市桃山町元969番地1	0736-66-1188			○		
	30	ホームヘルプサービスこんにちは	紀の川市桃山町元764番地1	0736-66-4324	○				
	31	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所	紀の川市桃山町最上1253番地2	0736-66-1200	○	○			
	32	特定非営利活動法人三敬福社会訪問介護ステーション	紀の川市桃山町市場186番地	0736-66-1245	○				
	33	在宅総合ケアセンター 赤ひげクリニック	紀の川市桃山町神田378番地	0736-79-8102			○		
貴志川	34	OCEANヘルパーステーション	紀の川市貴志川町丸栖662番地1	0736-60-3792	○	○			
	35	OCEANリハビリデイサービス	紀の川市貴志川町丸栖1171番地31	0736-68-9022			○	○	
	36	ええわっしょ貴志川	紀の川市貴志川町北843番地	0736-65-2001			○	○	○
	37	デイサービスきのくに	和歌山県紀の川市貴志川町長原245番地1	0736-79-3390			○		
	38	デイサービスセンターかがやき	紀の川市貴志川町尼寺661番地1	0736-65-3817			○		
	39	デイサービスセンターきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺359番地	0736-65-2525			○		
	40	デイサービスセンターたかお	紀の川市貴志川町高尾194番地1	0736-65-3380			○		
	41	デイサービスセンターほほえみの里	紀の川市貴志川町長山277番地108	0736-64-7500			○		
	42	デイサービスひまわり	紀の川市貴志川町神戸28番地の1	0736-64-1117			○		
	43	ホームケアサービスほのか	紀の川市貴志川町尼寺186番地	0736-65-1117	○	○			
	44	よっといで長山	紀の川市貴志川町長山259番地5	0736-64-2798	○		○		
	45	リハビリデイサービスももたろう貴志川	紀の川市貴志川町長原650番地1	0736-60-4774			○		
	46	株式会社あおぞらケアセンター紀の川	紀の川市貴志川町丸栖687番地3	0736-64-0771	○				
	47	健幸倶楽部ながやま	紀の川市貴志川町長山583番地1	0736-86-0000				○	○
	48	訪問介護ステーションハートフル	紀の川市貴志川町長原1037番地4	0736-64-1507	○				
	49	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423番地3	0736-79-8102			○		

(令和6年5月1日現在)

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの
担当地域・案内

粉河



那賀



介護予防・生活支援サービス事業所マップ

マップ内の数字は、46～47ページの「事業所(者)名」の番号です。



7 高齢者福祉事業

高齢者が快適で安心して暮らせるように、各種福祉サービス事業を実施しています。各種サービス等を希望される人は、あらかじめ申請が必要です。

高齢者福祉事業を紹介します

※対象者は市内に住所を有する人です。介護サービスではないので、いくつかのサービスを除き、基本的に要介護認定は必要ありません。

高齢者見守り事業

●対象者

市内に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯

●サービス内容

見守り事業として、対象者の居宅を週3回以内訪問することにより、見守りおよび安否確認を行うとともに、異常を発見した場合、必要な連絡や通報を行い、孤独感や不安を解消し自立した生活を送れるよう支援する事業です。

●負担金等

無料(※弁当配達業者による見守りの場合、購入代は実費)

外出支援サービス事業

●対象者

加齢に伴う身体機能の低下や病気等により一般交通機関を利用することが困難で、要介護4または5に認定されたおおむね65歳以上の在宅高齢者

●サービス内容

車椅子のまま乗ることのできるスロープ車や寝たきりのまま乗ることができるストレッチャー搭載車等で、居宅と医療機関等の間を週1回以内で送迎します。

※事業所の人員や機材確保の都合上、受診予約日の希望に添えないまたは変更をお願いする場合があります。

●負担金等

紀の川市・岩出市200円 その他の地域500円 駐車料金等実費

緊急通報システム事業

●対象者

日常生活を営む上で注意を要する状態にあり、下記のいずれかに該当する人

1. おおむね65歳以上のひとり暮らしの人または高齢者夫婦のみの世帯
2. ひとり暮らしの重度心身障害者

●サービス内容

急病・事故等緊急時に迅速かつ適切な対応をするため緊急通報装置を貸与します。

●負担金等

装置の使用で生じた電話の通話料等

※市町村民税所得割課税世帯の場合は利用料(月額1,000円(税別))が必要となります。

老人日常生活用具給付事業

●サービス内容

電磁調理器・自動消火器・火災警報器・布団乾燥機等を給付または貸与することにより日常生活の安全と便宜を図ります。

※それぞれの用具や所得状況等により、対象者や負担金が変わります。

高齢者紙おむつ助成事業

●対象者

紀の川市の介護保険被保険者で市内に住所を有し、下記のいずれにも該当する人

1. 介護保険法に基づく要介護度が1～5の人
2. 常時失禁状態の人
3. 市町村民税非課税世帯の人
4. 介護保険料に未納がない人

※ただし、介護保険の施設やその他の制度で紙おむつの給付を受けている人を除く。

●サービス内容

身体上、精神上を理由により紙おむつを使用している要介護高齢者等に対して、紙おむつ等の購入助成券を支給します。

●支給額

- ・要介護1・2の場合… 上限 年30,000円(月当たり2,500円)
- ・要介護3・4・5の場合… 上限 年55,200円(月当たり4,600円)

●給付方法

購入助成券により、指定業者で紙おむつを購入します。

病院や施設(介護保険で施設サービス費として紙おむつが給付される施設を除く)で指定の紙おむつ購入の場合は、支給額の範囲内で購入に要した金額を市から給付します。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

高齢者福祉事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域ご案内

家族介護慰労事業

●対象者

紀の川市の介護被保険者で市内に住所を有し、下記のいずれにも該当する人。

- 1.被介護者及び介護者の属する世帯が市町村民税非課税世帯
- 2.期間中介護保険のサービスを受けていない(福祉用具貸与・購入・住宅改修・年間10日以内のショートステイを除く)
- 3.期間中90日を超えて入院していない(通算)
- 4.生活保護を受けていない

●サービス内容

市町村民税非課税世帯で要介護4または5の高齢者を常時在宅で1年以上介護している市内在住の家族へ慰労金を支給します。

在宅高齢者等訪問理容サービス事業

●対象者

市内に住所を有する、在宅高齢者等で、下記のいずれにも該当する人

- 1.おおむね65歳以上の人
- 2.介護保険法に基づく要介護度が3・4・5の人
- 3.自ら理容店に行くことが困難である人

●サービス内容

自宅に理容師を派遣し、調髪・顔そり・洗髪等のサービスを提供します。

1枚当たり一律2,000円の利用助成券を1人につき年間4枚まで下記区分にしたがって交付します。

- 1.申請月が4～6月まで……4枚
- 2.申請月が7～9月まで……3枚
- 3.申請月が10～12月まで……2枚
- 4.申請月が1～3月まで……1枚

●負担金等

利用者は1回につき1枚の利用助成券と理髪料との差額を自己負担として(派遣理容師に支払います。)

通信機能付き電球設置事業

●対象者

市内に住所を有する、在宅高齢者等で、下記のいずれにも該当する人

- 1.65歳以上のひとり暮らしの人
- 2.市町村民税所得割非課税世帯の人
- 3.見守り事業・緊急通報システムを利用していない人
- 4.日常生活において安否の確認が図られていない人

●サービス内容

通信機能のある見守り電球(IoT電球)を取付け、24時間電球のON・OFFが確認されない場合、事前に登録した離れて暮らす家族等に自動で通報(メール)し、家族が行けない場合は依頼により運送業者が訪問するサービスです。

●負担金等

市が全額負担

ただし電気代や電球設置に変換器具が必要な場合の費用は自己負担

救急医療情報キット配布事業

●対象者

市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する人

- 1.65歳以上の人がいる世帯
- 2.災害時要援護者登録をしている人
- 3.障害のあるひとり暮らしの人

●サービス内容

本人の身体状況や関係者の連絡先などの情報を集約し、迅速に医療従事者や関係者に伝達できるようにキットを希望者に配布します。

●負担金等

無料

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

高齢者福祉事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの
担当地域ご案内

ほっと安心ネットワーク（徘徊高齢者早期発見）事業

●対象者

行方不明の恐れのある認知症高齢者等の本人またはその家族等

●内容

行方不明の恐れのある認知症高齢者等について、事前に情報を登録し行方不明時は事前登録内容および発生時の情報を協力機関に提供することで、早期の身元確認や保護につなげます。

また登録者には、服や靴など身の回り品に貼り付けることができる見守りシールを配布します。

※行方不明時の情報提供については、警察署へ行方不明者届の必要があります。

●協力機関

紀の川市・岩出市の介護事業所、金融機関等の事業所で、提供された個人情報適切に管理・廃棄することに同意し、本事業に協力することを申し出た機関

認知症高齢者等個人賠償保険事業

認知症の方が日常生活で、認知症に起因する偶然な事故によって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

※補償金額：1事故につき最大1億円

※補償期間：保険加入申請結果通知書による保険加入の始期から

※保険料：無料（保険料は市が全額負担します）

●対象者

市内に住所を有する高齢者等で、下記のいずれにも該当する人

1. ほっと安心ネットワーク事業に登録している人
2. 在宅生活をしている人
3. 要介護認定における認定調査表または主治医意見書、もしくは医師の診断書により認知症であることが確認できる人

※施設入所、転出、死亡等により加入要件に該当しなくなった場合は届出が必要です。

徘徊高齢者位置探索サービス事業

●対象者

市内に住所を有し、要介護または要支援認定を受けた徘徊高齢者を在宅で介護している家族等等

●サービス内容

認知症による徘徊行動が認められる高齢者を在宅で介護している家族に対し、その居場所を発見できるGPS端末機を貸与し、行方不明時には警備会社のインターネット上の専用サイトにおいて現在位置を探索するサービスです。

位置探索については、利用者自身が探索するか、電話で警備会社に探索依頼することもできます。

家族が発見現場に迎えに行けない場合は、警備会社に現場へ駆けつけてもらうこともできます。

※警備会社に現場へ駆けつけてもらう場合、別途自己負担が必要となります。

●負担金等

1. 端末機の貸与および位置探索にかかる費用は無料

2. 徘徊高齢者を保護するために、警備会社の現場急行サービスを利用したとき…1回:10,000円(税別)※1時間を超える場合は、1時間まで毎に10,000円(税別)が必要です。

※端末機のバッテリー交換および修理費は原則として市の負担とするが、明らかに利用者の責に帰すると認められる場合は、利用者負担となります。

例:誤った使用や紛失等

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

高齢者福祉事業

高齢者福祉事業

地域包括支援センターの担当地域・案内

8 相談窓口のご案内

介護のこと、健康のこと、認知症やお金の管理に関することなど、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう様々な支援を行います。

施設名	担当地域	問い合わせ先
紀の川市 地域包括支援センター	市全域	TEL:0736-77-0350 0736-78-3314 FAX:0736-78-3315
地域包括支援センターへの 取次所	市役所 粉河支所	TEL:0736-73-3311
	市役所 那賀支所	TEL:0736-75-3111
	市役所 桃山支所	TEL:0736-66-1100
	市役所 貴志川支所	TEL:0736-64-2525
介護支援事業所	(福)皆楽園 皆楽園打田ケアプランセンター	TEL:0736-77-0830
	(医)篤真会 奥クリニック	TEL:0736-77-3575
	(福)高陽会 高陽会居宅介護支援事業所	TEL:0736-74-3116
	(福)光栄会 栄寿苑居宅介護支援センター	TEL:0736-75-6888
	(福)渉久会 ケアプランセンター ももの里	TEL:0736-66-3741
	(福)聖アンナケアプランセンター	TEL:0736-65-3333
	(福)特別養護老人ホーム白水園	TEL:0736-73-2210
社会福祉協議会	打田支所	TEL:0736-77-0859
	粉河支所	TEL:0736-73-8863
	那賀支所	TEL:0736-75-9060
	本所/桃山支所	TEL:0736-66-1211
	貴志川支所	TEL:0736-65-2552



地域包括支援センターへ ご相談ください。

介護や健康のこと

- 介護保険を使うにはどうしたらよい？
- どんなサービスが使える？
- いつまでも元気でいたい！
- 介護の悩みを誰かに相談したい。
など

認知症のこと

- 物忘れがひどくなってきた。
- 物を失くすことが増え、いつも探し物をしている。
- 些細なことで怒りっぽくなってきた。
- 家族が認知症かもしれない。
など

権利を守ること

- 近所で怒鳴り声が聞こえる。
- お金の管理に自信がなくなってきた。
- 訪問販売の被害に遭った。
など

さまざまなこと

- ご近所さんの様子が普段と違う。
- 年をとってきて、これからの生活が心配。
- 地域で何か活動したい！
など



地域包括支援センターは、
高齢者の皆さんのなんでも相談窓口です。
お気軽にご相談ください。

※相談は無料、秘密は守られます。



紀の川市地域包括支援センター

連絡先

紀の川市役所本庁2階 24番窓口
(紀の川市西大井338番地)

TEL: 0736-77-0350/0736-78-3314

認知症月間の取り組み

みんなであらう 知ろう 考えよう 認知症

語ろう 紀の川おれんじ広場

紀の川市にお住まいの認知症の方、認知症の方を介護するご家族の方の交流会です。認知症の方同士だからこそ、家族同士だからこそ、分かり合えることがあります。日々の困り事、不安に思っていることなどを話あってみませんか。一人で抱えこまないで、一緒に考えていきましょう！

【とき・ところ】

年間4回開催（参加希望の方はご連絡ください。）

午後1時30分～3時

紀の川市役所南別館 1階多目的ルーム



学ぼう 認知症サポーター養成講座

認知症の症状や対応方法について知ることができます。認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族に対してあたたかく見守り、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく応援者です。

【とき・ところ】

希望日をお知らせください。

※日時・場所については、ご相談させていただきます。

参加者にはオレンジリングをお渡します。



相談しよう 認知症個別相談

【とき・ところ】

地域包括支援センターでは常に相談を受け付けています。

ご相談ください。

専門職が不在の場合があります。

事前に電話連絡していただきますと予約できます。



MEMO

A large white rectangular area with horizontal dashed lines, intended for writing a memo. The lines are evenly spaced and run across the width of the page.

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

- 法定相続人は何人いますか?
- 相続財産の種類を選択してください
- 遺言書はありますか?
- 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な4つの
質問でわかる!

1分で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

